

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.106 平成24年10月1日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k\_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

平成23年12月の法人税制改正において、寄附金の損金算入限度額の見直しが行われ、法人税法第37条第1項及び第4項の計算式は平成24年4月以降の事業年度に係る寄附金から以下の内容で改正されていました。

今改正は、社会福祉法人等への寄附誘導策と言えます。以下は、財務省の税制改正説明資料からの転載です。また、次頁は、寄附した法人への寄附金に係る編者作成の説明資料です。参考にしてください（東社協ホームページ⇒経営相談に掲載します）。

本相談室だよりNo.106は、宮内真木子税理士の監修を得て、発行しています。

- 一般寄附金の損金算入限度額を、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1（改正前2分の1）に引き下げる。
- 特定公益増進法人に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、一般の寄附金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行う。

【制度の概要】

- 法人の支出した一般寄附金の額のうち、損金算入限度額を超える部分は損金の額に算入しない。

【改正前】      【改正後】

$$\text{一般寄附金の損金算入限度額} = \left\{ (\text{期末資本金等の額} \times \frac{2.5}{1,000}) + (\text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100}) \right\} \times \frac{1}{2} \Rightarrow \times \frac{1}{4}$$

- 上記の一般寄附金とは別枠で、特定公益増進法人等に対する寄附金（以下「特増寄附金」という。）は損金算入することができる。

【参考】

$$\text{特増寄附金の損金算入限度額} = \left\{ (\text{期末資本金等の額} \times \frac{2.5}{1,000}) + (\text{所得の金額} \times \frac{5}{100}) \right\} \times \frac{1}{2}$$

【改正後】  $\searrow$   $\frac{3.75}{1,000}$       【改正後】  $\searrow$   $\frac{6.25}{100}$

(寄附金額収書の裏面とするより、別紙説明資料としての添付が望ましいでしょう)

### <法人による寄附についての税制説明資料>

1 寄附した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入が可能です。

(1) 一般寄附金の損金算入限度額 (法人税法第37条第1項該当)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{4}$$

上記の一般寄附金の損金算入限度額は社会福祉法人を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

(2) 社会福祉法人等に対する特増寄附金の損金算入限度額 (法人税法第37条第4項該当)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{3.75}{1,000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times \frac{6.25}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

社会福祉法人、学校法人及び独立行政法人等特定公益増進法人に対する特増寄附金については、上記(1)の一般寄附金の損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14(2)の「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります)を添付してください(24.4.1適用)。

(3) したがって、仮に資本金3,000万円、法人所得2,000万円の法人が社会福祉法人に寄附を行う場合の損金算入限度額は、一般寄附金の損金算入限度額143,750円、別枠である特増寄附金損金算入限度額681,250円となります。なお、一般寄附金損金の枠の残りがあればこれを特増寄附金損金算入限度額に加えることができます。

なお、法人におかれては、損金算入に必要な損金経理をお願いします。

2 上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

3 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。